

市町等教育委員会

教育長 様

公益財団法人 三重県学校給食会

理事長 樋谷 英史

<公印省略>

「平成30年度 学校給食充実・食育支援事業」の ご案内及び募集要項の配信について(お願い)

平素は、当会の事業等にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、学校等では、学校給食が生きた教材として活用されています。

当会は、本年度も、教育委員会・学校等、学校給食関係諸団体を対象に、みだしの事業を募集し実施いたします。学校給食の充実と食育推進という共通する目的のもと、ともに事業をすすめてまいりたいと考えております。

貴教育委員会におかれましても、学校給食充実等のため、ぜひご活用いただきますよう、実施要項および応募申請書を添えてご案内申し上げます。また、貴教育委員会が所管される学校等にもご活用いただきたいと考えております。

つきましては、大変ご無理をお願いいたしますが、管下の給食実施小中学校及び学校給食センターに、案内文書及び実施要項、応募申請書をメールでご配信いただき、募集の呼びかけと啓発をお願いしたいと存じます。

趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※恐れ入りますが、幼稚園にもご案内ください。

※応募申請は、代表者印が必要となります。そのため、申請書を紙ベースでご提出いただくこととなっております。

公益財団法人 三重県学校給食会

〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県合同ビル

TEL 059-225-0949

FAX 059-225-3302

E-mail: d-riji@miegk.or.jp

三学給第 57 号
平成 30 年 4 月 2 日

園 長 様
学 校 長 様
給食センター長 様

公益財団法人 三重県学校給食会

理事長 槌谷 英史

<公印省略>

「平成30年度学校給食充実・食育支援事業」の 実施について(ご案内)

平素は、本会の事業等に、ご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

園・学校等では、本年度も学校給食のさらなる充実や食育の推進を計画されてみえることと存じます。その中で、食材の安全・安心、地場産物食材の活用、栄養バランスのとれた献立、食育指導、健康指導、実習等、さまざまな工夫をお考えのことと存じます。しかしながら、財政的な裏付けがないため、その多くの事業を断念せざるを得ないということもあるとお聞きいたします。

そこで、本会は、公益事業の一つとして、食の指導や教育に活用いただくため、みだしの事業を計画いたしました。この事業が、学校給食の充実や食育の推進に繋がり、そのことで、子ども達の笑顔がますます増えていくことを願っています。

ぜひこの機会に本事業を有効に活用いただければと存じます。実施要項を十分読んでいただき、ふるってご応募ください。

※申請書には、代表者印が必要です。申請は、必ず紙ベースでお願いします。

公益財団法人 三重県学校給食会

〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県合同ビル

TEL 059-225-0949

FAX 059-225-3302

E-mail: d-riji@miegk.or.jp

平成30年度「学校給食充実・食育支援事業」実施要項

公益財団法人 三重県学校給食会

1 事業の目的

- (1) 学校給食を題材とした園児児童生徒に対する指導、あるいは保護者や地域の方々を対象にした食育講座の開催等により、学校給食の更なる充実と食育の推進を図る。
- (2) 園児児童生徒、保護者、調理関係者等の食への関心・理解を深め、望ましい食習慣の形成を促すため、料理教室や調理講習会等を開催し食育を推進する。

2 対 象 幼小中学校、三重大学教育学部附属小学校・中学校、特別支援学校、県立学校、市町等教育委員会、その他学校給食関係団体等

3 応募条件等

- (1) 「公益財団法人三重県学校給食会共催であること」を参加者等に啓発。
- (2) 学校給食の充実、食育の推進を目的にする等、実施上の必要条件を満たしていること。
- (3) 募集期間内に提出された団体の申請書を審査し、妥当と認めた団体に決定通知を送付。
- (4) 決定通知を受理後、事業を実施。実施経費は、立替え払い。実施後、すぐに実施報告書に領収書を添付して提出。報告決済後、対象経費を本会が負担。

4 実施期間 平成30年4月16日(月)～平成31年2月22日(金)まで

5 実施対象者 一つの対象者に実施できる事業は、1回限り。
(同一対象者に、複数実施は不可)

6 負担対象経費 [食材、謝金、消耗品費、通信運搬費、借料]

※下記の上限額までを、本会が負担。超過分の経費は申請者が負担。

○食 材 費・・・1人当たり400円以内

○その他経 費・・・1人当たり100円以内

総 額・・・1人当たり500円以内

7 申請手続き

- 「申請上の留意事項」等を熟読の上、応募申請書(様式1)により申請。
- 応募は、応募申請書に代表者印を押印の上、紙ベースで申請。

8 申 請 期 限 平成30年7月6日(金)まで(期限厳守)

9 共催の決定

内容を審査、妥当と認めたとき「決定通知書」を送付。「決定通知書」を受理後、実施。

10 事業の報告

- 実施後は、実施報告書(様式2)、経費実績報告書(様式3)に関係書類を添えて、速やかに提出。(指導や講座等のみ実施の場合は、指導略案等の文書を添付。)


平成30年度 学校給食充実・食育支援事業 応募申請書

申請者	所属・機関名	
	所在地	〒□□□-□□□□ 三重県 電話番号 () -
	所属長・代表者名	(印)
	担当者	

実施事業名				
実施予定期日	平成 年 月 日	実施場所		
対象者・人数	対象者		予定人数	名
予定講師名		予定経費	約	円
事業内容	主たる内容はどれか下記に <input checked="" type="checkbox"/> 印を入れ、事業の目的や概要がよくわかるよう、右欄に記述してください。			
	<input type="checkbox"/> 学校給食と関連づけてすすめる食育事業 <input type="checkbox"/> 家庭と関連づけてすすめる食育事業 <input type="checkbox"/> 地域と関連づけてすすめる食育事業	学校給食・食育との関わりを中心に250字程度で書いてください		

※ 申請書は、1事業について 1枚作成。一つの対象者に実施できる事業は、1回に限ります。

《記入例》平成30年度学校給食充実・食育支援事業応募申請書

申請者	所属・機関名	津市立うまし小学校		
	所在地	〒514-0004 三重県 津市希望が丘一丁目29番地 電話番号 059-(225)-0949		
	所属長・代表者名	公益財太郎		
	担当者	大飯しいな		

実施事業名	地場産物を使った調理講習会		
実施予定期日	平成30年10月30日	実施場所	小学校調理室
対象者・人数	対象者	6年生児童および保護者	予定人数 35名
予定講師名	栄養教諭 野菜みどり	予定経費	約 3,500円

事業内容	主たる内容はどれか下記に <input checked="" type="checkbox"/> 印を入れ、事業の目的や概要がよくわかるよう、右欄に記述してください。	学校給食・食育との関わりを中心に250字程度で書いてください
	<input type="checkbox"/> 学校給食と関連づけてすすめる食育事業	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">《必須記述内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的は？ 2 事業の具体的な内容は？ 3 事業で期待される成果は？ <p style="text-align: center;"><u>上記の3点は、必ず記述</u></p> <p>《審査の観点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的が合致しているか。 ・財政的支援に見合うだけの成果をあげる事業か。 <p>※ 上記の観点が欠如している場合、却下、あるいは再提出をお願いすることがございます。</p> </div>
	<input type="checkbox"/> 家庭と関連づけてすすめる食育事業	

※ 申請書は、1事業について1枚作成。一人の対象者に実施できる事業は、1回に限ります。

～応募されるみなさまへ！～

【必読】 事業の基本的な考え方

目的にそぐわず認められない事業 つぎの事業は認めません。

(1) 授業等で調理実習を行い、園児・児童・生徒等が食べるだけの事業

「食育」の内容として記述されてはいるものの、実際には教科学習であって、本来、個人負担させるべき食材費を肩代わりさせる形の事業。

対応例：《条件に合致させるための方法》

調理実習や教科学習の中で、児童生徒が「調理して食べる」食材の費用は、当然、自己負担（保護者負担）となります。本事業で肩代わりできるものではありません。事業を活用したいということであれば、目的や内容に付加価値をつけなければなりません。つまり、教科の枠にはまらない、しかも目的にかなった内容にするなど、事業に工夫が求められます。それが、費用に見合う事業なのです。

(2) 学活や行事で調理して食べたり、授業等で実習して食べたりする等、食べることが主たる目的となっている事業

送る会やお楽しみ会、餅つき、焼きいも大会、バーベキューなど、リクレーションや親睦が主たる目的となっていて、食育としての内容が希薄だと判断されるもの。

対応例：《条件に合致させるための方法》

食べることをメインとせず、そこに至る調理学習や食に関わる学習等、過程を重視した事業にすること。事業の過程の中で、何を身につけさせたいか、どういう力をつけたいか等、その目的を明確に立案する。つまり、「食べること」が目的になっていないかどうかです。食べることは、あくまで結果の一過程であることを忘れずに計画すればいいのです。

本事業は、財政支援をするものです。事業は「学校給食の充実」や「食育の推進」に資するものでなければなりません。

そのことから、内容には工夫が求められます。教科や行事等の時間を活用した場合も、支援に値するだけの付加価値的な内容でなければ認められません。事業が支援に適しているか慎重に内容を吟味し、精査します。決定通知をお送りした後も、申請書と実施内容に大きな齟齬がないかどうかを確認いたします。

【注意!】

※事業の趣旨と内容だけは絶対に変更されないようにしてください。

ただし、期日、場所、人数、講師・指導者、金額等の変更は認めます。

条件が満たされないときは、請求額をお支払いできないことがあります。

※ 申請書の内容等について不明な点がある場合、お尋ねすることがあります。

申請上の留意事項

公益財団法人 三重県学校給食会

申請期限

平成30年7月6日（金）まで（厳守）

実施できる期間

平成30年4月16日（月）

～平成31年2月22日（金）

※ 実施できるのは、「決定通知書」が届いた後。

事業実施上の必要条件

【以下6点をすべて満たすこと】

1 つぎのいずれかの目的に合致する事業であること

(1) 学校給食と関連づけてすすめる食育事業

生きた教材としての学校給食の更なる充実のため、学校給食を題材とした児童生徒等への食育指導や教職員の食育講座等

例： ①学校給食等を題材とした食育指導

③学校給食に特化し、諸活動の中で行う食育指導

③栄養教諭・学校栄養職員、調理関係者の技能を高めるための講座、研修会 等

(2) 家庭と関連づけてすすめる食育事業

食への関心・理解を深め、望ましい食習慣のあり方を学ぶ等、食育の一環として開催する料理教室や調理講習会等

例： ①学校給食の理解を深めるための食育講座や研修会

②栄養バランスのとれた食事のあり方の講座や研修会

③望ましい生活習慣や生活リズムの大切さについての啓発や講習会

(3) 地域と関連づけてすすめる食育事業

望ましい食習慣の形成や健康づくりを促すため、食育の一環として開催する料理教室や調理講習会等

例： ①親と子の食育教室

②食育についての講話と調理体験

③食育指導を伴った調理実習 等

2 対象者が重複しない事業であること

一人の対象者に対して実施できる事業は、1回のみです。

同一学年で、違うクラスの異なる園児・児童・生徒対象に実施することは可能です。

3 共催者（公益財団法人三重県学校給食会）が周知される事業であること

開催通知、たより等に、共催である「公益財団法人三重県学校給食会」という名称を必ず明記してください。

実施にあたり、事業の対象者に、貴校（貴団体）が作成する配布文書等で当会と共催である旨を必ずお知らせください。可能な範囲で、新聞・テレビ等への啓発も行ってください。その際、必ず、「公益財団法人三重県学校給食会」という名称を記載もしくは掲載し、その文書等を報告書に添付してください。

4 経費が総額3万円以上の場合、訪問可能な事業であること

支援費が3万円以上となる事業には、理事長がお伺いします。

実施経費の総額が、3万円を超える事業については、実施日に理事長がお伺いします。事業代表者の方との懇談、および事業を参観させていただきます。

事業の冒頭で、共催者である当会の紹介ならびに理事長の紹介を簡単をお願いします。ただし、理事長の都合がつかない時は、挨拶文をお送りしますので、代読してください。

5 実施後、すみやかに報告書等が提出できる事業であること

※CD-Rおよび「実施上の留意事項」は、決定通知書送付時にお届けします。

※「実施報告書」と「経費実績報告書」は、本会ホームページからダウンロードしてください。

(1) 報告する書類等 【全部で6点】

	提出物	内容および留意事項	報告様式
1	事業実施報告書	様式2をホームページからコピーし作成	決定通知送付時に
2	写真	①参加者の様子、調理の様子 ②料理 ③当会の判断で広報紙「みえの給食だより」等に利用させていただくことがあります。 顔が出ると不都合な写真があれば、その旨を、必ず記載してください。	同封の <u>CD-R</u> に保存して報告 《写真・報告書》 報告書は、 <u>紙ペー</u> <u>スでも作成のこと</u>
3	経費実績報告書	様式3をコピーし作成。代表者が押印	

4	領収書	レシートも可、コピーも可。実績報告書と同一のNo.をつけA4用紙に整理して貼付。	文書で報告
5	参加者名簿	一覧表でも結構です。	
6	共催者を明記した文書、通知等	共催の旨を掲載した開催通知、案内文書、学年・学級だより、新聞記事等を添付	

- ※ (1) 指導・講座等のみ実施の時は、指導過程のわかる文書を添付。
(2) 報告書類等の提出・・・事業実施後、速やかに提出。
(3) 最終報告期限・・・平成31年3月1日(金)まで【必着】
(4) その他・・・報告が遅れる場合は、予め、必ず連絡を。

6 経費が下記の金額を超えない事業であること

例年、多くの学校等で本事業をご活用いただいています。実施後、喜びの声をたくさん頂戴しています。本年度も、より多くの園・学校・団体等に利用していただくため、当会が負担する経費について、上限を設けさせていただきます。

負担対象経費 [食材、謝金、消耗品費、通信運搬費、借料]

※経費のうち下記を上限として、「公益財団法人三重県学校給食会」が負担

- 食 材・・・・・・・・1人当たり400円以内
- その他経費・・・・・・・・1人当たり100円以内

総 額・・・・・・・・1人当たり500円以内

※ 超過分の経費は申請者の方のご負担となります。

※調理活動をせず、指導や講座等のみを実施された団体等には、上記のうち、「その他の経費」(謝金、消耗品費、通信運搬費、借料)の上限額までを負担します。

※ その他

公益財団法人三重県学校給食会では、以下の三重県産の地場産物商品を取扱っております。よろしければ、この機会にぜひご利用ください。

- | | |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 小エリンギ水煮 (1kg) | <input type="checkbox"/> トマトダイス缶 (内容総量2,950g) |
| <input type="checkbox"/> 大豆ドライパック (1kg) | <input type="checkbox"/> 沖ギスすり身 (500g) 冷凍 |
| <input type="checkbox"/> ひじきドライパック (1kg) | <input type="checkbox"/> ひきわり大豆ドライパック (1kg) |
| <input type="checkbox"/> 米粉 (1kg) | <input type="checkbox"/> 美し豆腐 (75g 一食用冷蔵) |
| <input type="checkbox"/> さばカット (約40g、60g) | <input type="checkbox"/> みえのまあじバーグ (25g×10個、40個) |
| <input type="checkbox"/> ダイスカット豆腐 (1kg) 冷凍 | <input type="checkbox"/> 味付けのり (40食) |

※ 詳細については、本会にお尋ねください。

《参 考》

□食育について

・(前略)・ 食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。・(中略)・ 子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎ともなるものである。〔「食育基本法」(平成17年7月15日施行)前文〕

□食育の具体的施策

1 家庭における食育の推進

- (1) 生活リズムの向上
- (2) 望ましい食習慣や知識の習得
- (3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- (4) 青少年及びその保護者に対する食育推進

2 学校、保育所等における食育の推進

- (1) 学校における食に関する指導の充実
- (2) 学校給食の充実
- (3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- (4) 就学前の子どもに対する食育の推進

3 地域における食育の推進

- (1) 若い世代や多様な暮らしを営む県民への食育推進
- (2) 健康寿命の延伸につながる食育推進
- (3) 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
- (4) 食品関連事業者等による食育推進
- (5) 地産地消の推進と食文化の維持・継承
- (6) 農林漁業体験を通じた食育推進
- (7) 食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組
- (8) 専門的知識を有する人材の養成・活用
- (9) 食の安全・安心確保に関する取組

〔第3次三重県食育推進計画〕(平成28年7月)より抜粋〕